

資料番号	2
------	---

令和7年3月5日
課名 農林水産局農林水産総務課
担当者 課長 和久井
内線 3510

食料・農業・農村基本計画骨子（案）等について

1 要旨・目的

改正「食料・農業・農村基本法（以下、「基本法」という。）」に示された基本理念の実現に向け、国において、令和6年度中の改定を目指し、政府が中長期的に取り組むべき基本方針や施策を規定する「食料・農業・農村基本計画（以下、「基本計画」という。）」の検討が進められており、令和7年2月5日に開催された食料・農業・農村政策審議会企画部会（以下、「企画部会」という。）において、基本計画の骨子（案）が示された。

その後、農業現場の意見を反映するため、全国11ブロックで地方意見交換会が実施されており、2月21日に開催された中国ブロックでの地方意見交換会の状況等について報告する。

2 基本計画の骨子（案）

基本計画は、改正基本法で定める基本理念の実現を図る観点から、5つのテーマで整理され、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、計画期間を5年間として定めるとしている。

なお、食料・農業・農村基本計画骨子（案）の概要については、別紙のとおり。

【主要テーマ】

- ① 我が国の食料供給
国内の農業生産の増大、食料自給力の確保、付加価値の向上 等
- ② 輸出の促進輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化
農林水産物・食品の輸出の促進 等
- ③ 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム
食品産業の発展、合理的価格形成 等
- ④ 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮
農業生産活動における環境負荷の低減、多面的機能の発揮 等
- ⑤ 農村の振興
地域の共同活動の促進、中山間地域等の振興、鳥獣被害対策 等

3 農業生産者等からの意見

意見交換会では、中国5県で農業生産などに携わる5名がそれぞれの立場からの意見陳述と企画部会委員との意見交換が行われた。

【主な意見】

- ・ 行政が離農園地を再整備してリース事業で貸し出す仕組みの構築
- ・ 持続的な農業生産には、農産物の合理的な価格形成の実現は不可欠
- ・ スマート農業技術の効果を発揮できる農地の大区画化などの基盤整備の推進
- ・ 副業の推進など多様な人材が農村に関わる機会の創出、まちづくり活動に対する伴走支援
- ・ 水田政策の見直しは歓迎、離農農地の集積など今ある農地を守る施策の充実 等

4 基本計画骨子（案）に対する広島県の対応等

- 基本計画骨子（案）では、食料の安定的な供給に向けた、地域計画に基づく農地の集積、大区画化、水田の畑地化、スマート農業の導入などの生産性向上に関する施策をはじめ、各テーマに沿った主要な施策の柱は網羅されているものとする。
- また、水田政策について、令和9年度からの見直しに向けた検討を本格的に開始するとし、作物ごとの生産性向上等に対する支援への転換や中山間地域等の条件不利地域も含め地域の実情に応じた産地形成が促進される仕組みを検討することが示されていることから、今後の広島県の農業政策の推進に十分に活用できるよう、次期アクションプログラムの策定の中で検討していく。
- 一方で、今後の米政策のあり方や、食料自給率をはじめとした目標・KPIを達成するための道筋は明らかになっておらず、国に対しては、これらを明らかにした上で、条件不利な中山間地域においても、収益性の高い農業経営を実現し、将来にわたって持続可能となるよう、必要な予算確保を含め地方の取組を協力の後押しする計画となるよう要望した。
- 今後も、機会をとらえて、全国知事会や中国地方知事会と連携して、国に対して働きかけていく。

《参考》

地方意見交換会 配布資料（中国ブロック）

<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/r7chiho/chugoku.html>（農林水産省HP）

食料・農業・農村基本計画 骨子（案）の概要

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法で定める**基本理念（食料安全保障の確保、農業の持続的な発展、環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農村の振興）の実現**を図る観点から、**5つのテーマ**（①我が国の食料供給、②輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）、③国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、④環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、⑤農村の振興）を設定。

